

◎新潟県告示第749号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
佐渡農業協同組合
新潟県佐渡市原黒300番地1
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場佐渡広域食品流通センター
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県佐渡市新穂潟上2202番地4
青果物
- 4 認定年月日
令和2年6月18日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。